

統計委員会 第14回国民経済計算部会 議事概要

1. 日時 平成26年10月17日（金） 14:55～16:35

2. 場所 第4合同庁舎 12階 共用1214会議室

3. 出席者

（委員）中島隆信部会長、中村洋一委員、前田栄治委員、後藤康雄専門委員

（審議協力者）宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

（事務局）伊藤内閣府統計委員会担当室長、清水統計委員会担当室政策企画調査官、小森総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官、丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企画調査課長、谷本国民支出課長、今井国民生産課長、渡邊国民資産課長

4. 議事

国民経済計算次回基準改定に向けた対応について -生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充-

5. 議事要旨

(1)冒頭、前回欠席だった前田委員から自己紹介の挨拶があった。

(2)次に、資料1の前半部分「研究開発（R&D）の資本化」について、事務局から説明が行われた。

委員等からの意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。

・現在の日本企業のように、海外で生産し、国内でR&D投資を行うという傾向が強まると、GDPの水準だけではなく、成長率にも影響するものだと考えるが、四半期別GDP速報（QE）における本事項への対応方法につき、現時点の方針があればお聞かせいただきたい。

⇒事務局から、以下の旨を回答。

・基礎統計となる科学技術研究統計（SRD）は年次調査であり四半期情報はとれないので、四半期分割の方法も含めて、QEへの対応方法は現時点では検討中であり、基準改定作業の中で引き続き検討していく。

・日本の場合は特に企業内研究開発が重要であるが、2次QEにおいては、一例として、企業の四半期財務諸表における研究開発費を取り出す方法が考えられる一方、四半期財務諸表では開示義務がない等データの利用可能性等を踏まえて慎重に検討中。

・1次QEでは、四半期財務諸表の情報も間に合わないので、トレンド推計や直近値を使うといった方法も考えられる。

・資料1P16の企業内研究開発について、総営業余剰がこれまでと違うものとなるというのはどういうことか。

⇒事務局から、これまでには、各種の財貨・サービスを生産する市場生産者（産業）について、生産費用にR&Dに要した費用も含まれているにも関わらず、産出額の方では、売上ベースで計測される各種の財貨・サービスの産出額のみで、R&Dの費用に対応するR&Dという別個のサービスの産出額を捉えていなかったので、結果として、ある意味で付加価値及び総営業余剰

が過少評価されていたと考えられるところ、次回基準改定後はR & Dというサービスの産出額を計測し、従前の売上ベースの各種財貨・サービスの産出額に上乗せするので、総営業余剰がこれまでよりも増加することとなる旨、回答。

- ・①基礎研究と応用研究について、区別はしないのか。
②企業と大学などの共同研究については、部門別にどのように配分するのか、あるいは配分は難しいので何らか割り切るのか。
③R & Dを伴わない広義のイノベーションについて、将来的に考慮するのか。
⇒事務局から、①については、諸外国と同様、基礎、応用研究という区分では特段区別しない、
②については、理想としては経済的所有権に基づきR & D資産を部門別に分けることが考えられるが、S R Dでは回答者負担も考慮してこうした情報が取れる調査事項が設けられていないこと等から、R & Dの実施主体がR & D資産を保有すると整理することを考えている、
③R & D以外の無形資産については、国際的にも継続して議論されているが、まだ国際基準にはなっていないところ、議論の進展を踏まえつつ、今後必要に応じて検討していくこととなる旨、回答。
- ・①特許実体がR & Dに含まれることに伴い、特許等サービスという形でサービスの受払いに位置付けることにより、特許等サービスを、いわばR & D投資の利回りと捉えることができるのか。
②国際収支統計（B O P）では、ライセンスは第一次所得収支という意味と理解したが、今後は貿易収支となるのか。
③関連してクロスライセンスについては、特許等サービスに含まれることになるのか。
⇒事務局から、①については、R & D資産の中には特許化されていないものがあるなど、特許等サービス=R & Dの利回りとは言い難い面があると考えられる、②については、B O Pでは特許使用料（産業財産権等使用料）はサービス収支となっており、現行の日本のS N Aではこれを財産所得に組み替えて使用しているが、今回の見直しによってS N AでもB O Pと整合的となるようサービス収支と扱うことになる、③のクロスライセンスについては定かではないが、B O Pでは使用料の受払いが調査されていれば、グロスでの計上にはなっていないのではないか、といった旨を回答。
- ・「研究・開発」として推計したものに、現行J S N Aの無形非生産資産の特許の価値を足すのであれば、特許部分についてはダブルカウントになるのではないか。
⇒事務局から、「研究・開発」の中に特許が内包されることとなり、「研究・開発」は特許の有無に関わらず、あくまでかかった費用ベースで計測していくので、ダブルカウントにはならない旨、回答。

(3) その後、資料1の後半部分「兵器システムの資本化」及び「非金融資産分類の拡充・細分化」について、事務局から説明が行われた。委員等からの意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。

【兵器システムの資本化】

- ・1回限りの使用となる弾薬等は、在庫品増加になるとのことだが、これを取り崩すと、政府消費となるのか、それとも在庫品純増減のみで記録するのか。
⇒事務局から、具体的な推計方法は検討中であるが、考え方としては、在庫品増加にはあくま

で弾薬の純増額（増加額—減少額）を記録する。減少分は政府の中間投入にカウントされるというものであり、中間投入⇒（費用合計ベースの）産出額⇒政府最終消費支出というチャネルで政府消費に反映されることとなる旨、回答。

- ・防衛装備品をストックとして記録するということは、当該財が何らかの厚生をもたらしていると考えるべきだが、兵器システムの資本化の場合、国家の防衛という形で厚生に資するものと捉えているということなのか。また、その固定資本減耗については、どのように記録するのか。
⇒事務局から、委員御指摘のとおり、2008 SNAマニュアルでも、兵器システムは政府の防衛サービスという公共財を一年以上提供することから固定資産として捉えられていると考えられる旨、また、固定資本減耗については、定率法による推計方法の下、平均使用年数をどう設定するかについては防衛省にヒアリングしつつ今後具体的に検討していく旨、回答。

【非金融資産分類の拡充・細分化】

- ・「育成資産」につき、「育成生物資源」に変更され、果樹・乳用牛などが対象となるとのことだが、「育成生物資源の仕掛品」の肉用牛等との対象範囲の関係をどう考えたらよいのか、また、QEについても影響が出るのではないか。
⇒事務局から、基本的には、複数回生産物を生む動植物は固定資産としての育成生物資源、一回限り生産物を生む動植物だと在庫（仕掛品）としての育成生物資源となる。また、次回基準改定においては、表章の在り方（名称変更、内訳の表章）を変えるのみで、扱いや対象範囲自体を現行から変える予定はないので、QE等への影響は特段ない旨、回答。
- ・現行でも民有林は仕掛品、国有林は非生産資産となっているが、これは平成17年基準改定で、国有林事業は、政府サービス（生産者）であって、林産物という財は産出しないという扱いとしたことによるものと認識している。次回基準改定において前回御説明のあったようにISIC対応を行うのであれば、政府サービス生産者という区分はなくなるので、国有林事業の属する経済活動が林産物を産出すると考えてもよいのかもしれない。加えて、非育成生物資源だと、人間の管理下にはないということになるが、誤解が生じるかもしれない。次回基準改定で難しければ、長期的な課題とすることが考えられる。
⇒事務局から、国有林野事業特別会計については、委員御指摘のとおり平成17年基準改定時の検討において、市場性がないとして政府サービス生産者（うち公務）に区分し、政府サービス生産者が政府サービスを産出するという扱いになっている。林産物の販売はそのサービスの一環とみなし、商品・非商品販売として扱っている。これを公務が木材という別の財を産出するという扱いにできるかは技術的に難しい側面があるところ、長期的課題として検討してまいりたい旨、回答。また、非育成生物資源という点の趣旨・位置付けについては、ユーザーに丁寧に説明していく旨、回答。

6 次回の予定

次回の部会は11月26日（水）9時半から、第4合同庁舎12階共用1214会議室で開催することとされた。

※ なお、本議事要旨は速記版のため、事後修正の可能性があります。